|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  三春深田和住宅団地建築協定  運営委員会委員長　殿  建築主住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印  建築協定建築等届出書  　三春深田和住宅団地建築協定書第１２条の規定により、次のとおり建築等の届出をいたします。 | | | |
| 建築場所 | 三春町字深田和１５１番 | | |
| 土地所有者  住所・氏名 |  | | |
| 設計者  住所・氏名 |  | | |
| 工事種別 | 新築　　増築　　改築　　その他（　　　　　　　　　　　） | | |
| 用　　途 | 住宅　　診療所　　兼用住宅（兼用部分用途　　　　　　　） | | |
| 敷地面積 | ㎡ | 便所の種類 |  |
| 添付設計図書 | ○配置図　　　　　　○塀、門の構造・位置図｝  ○平面図　　　　　　○土留石積、垣柵等の構造・位置図  ○立面図 | | |
| * 審　査   （委託先） | 三春町役場　建設課  審査者　　　　　　　　　　　　　　印 | | |
| ※  上記につき審査の結果、建築協定に適合しているものと認めます。  　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　三春深田和住宅団地建築協定運営委員会委員長 | | | |

※は記入しないこと。

建築主は３部提出してください。ただし、添付図面は２部でよい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 三春深田和住宅団地建築協定  建築等届出書審査処理表  届出者住所  　　氏名 | | | |
| 項　　目 | 協　定　基　準 | 届出建物 | ※判定 |
| 敷地 | 分割はできない。 |  |  |
| 擁壁の構造 | 道路との境界に設置する擁壁は道路面から高さ８０センチメートル以下とする。ただし、道路面から８０センチメートル以上後退し設置する擁壁はこの限りでない。  緑道に面する擁壁は現状の変更はできないものとする。 |  |  |
| 垣・柵等の構造 | 木竹造または生垣とする。 |  |  |
| 外壁の後退距離 | 外壁、柱の面から　　　　　　：　　１．７m以上  地下車庫、開放性のある車庫　：  道路境界線から０．８m以上 | 東　　　m  西　　　m  南 　　m  北　　　m |  |
| 構造 | 主要構造部は木造。ただし、車庫は除く。 |  |  |
| 用途 | 住宅、診療所  店舗・事務所その他これに類する併用住宅で床面積の1/2以下、かつ50㎡以下で建築基準法施行令130条の3で定めるもの。 |  |  |
| 建築物の高さ | 最高高さ　　　地盤面から１０ｍを超えないこと  軒の高さ　　　　　〃　　　７ｍを超えないこと | ｍ  　　　ｍ |  |
| 建ぺい率・容積率 | 建ぺい率４０％・容積率６０％  （敷地面積は緑地部分を除いた面積とする。） | ％・　％ |  |
| 屋根形状及び勾配 | 二方向以上で４寸以上の傾斜屋根  軒出は柱心より90cm以上 |  |  |
| 建築設備 | 冷暖房機等の室外機、プロパンガスボンベ、物置及びごみ置場は道路及び緑道から見えない位置に設置するか、若しくは、母屋と一体的にし、周辺環境と調和するデザインとする。 |  |  |
| 排水設備等 | 設置する便所は水洗式とし、浄化槽は合併式とする。 |  |  |
| その他 | 緑地に面する敷地は、緑地側に玄関へのアプローチを設ける。 |  |  |
| 屋外広告物・自動販売機は設置してはならない。 |  |  |

※は記入しないこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  三春深田和住宅団地建築協定  運営委員会委員長　殿  届出者住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印  土地所有者等変更届出書    次のとおり土地の所有者等の変更届出をいたします。 | | | |
| 所有者等 | 変更後 | 氏名 |  |
| 住所 | 〒  TEL:　　　　（　　　　） |
| 変更前 | 氏名 |  |
| 住所 | 〒  TEL:　　　　（　　　　） |
| 敷地の地名地番 | | | 三春町字深田和１５１番 |
| 変更の理由 | | | 相続　・　売買　・　譲渡　・　その他（　　　　） |